

制度概要

川棚町創業支援資金保証（略称：川棚創業）		
目 的	川棚町内で、新たに事業を開始又は実施するために必要となる資金の円滑化を図ることにより、川棚町における創業を活性化し、町内産業の健全な発展に資することを目的とする。	
保 証 の 対 象 (資 格 要 件)	創業関連保証の保証対象者であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)に該当するもの。 (1)川棚町内における創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの。 ①事業を営んでいない個人であって、1月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 ②事業を営んでいない個人であって、2月以内(認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。 (2)川棚町内における中小企業者であって、事業を開始した日又は、会社を設立した日以後1年を経過していないもの。 ①事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後1年を経過していないもの。 ②事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの。 ③中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過していないもの。 (3)上記(2)の①に規定する創業者であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したもの(以下「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して1年を経過していないもの。 (4)町税を完納していること。	
対 象 資 金	川棚町内で、新たに事業を開始または実施するために必要となる設備資金及び運転資金	
保 証 条 件	貸付限度額	500万円以内 ※他の創業関連保証、再挑戦支援保証、スタートアップ創出促進保証と合算して3,500万円以内
	保証期間	7年以内（うち据置 1年以内）
	返済方法	分割返済、一括返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	不要
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.90%
保 証 料 率	基準料率	年0.80%
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。
	保証料補助	川棚町が全額を補助する。 ただし、適用料率②による保証料率引上げ分を除く。
責 任 共 有	責任共有制度の対象外(100%保証)	
取扱金融機関	十八親和銀行	
申 込 時 添 付 書 類	①東彼商工会川棚支所が発行する「川棚町創業資金貸付あっせん書」(写) ②認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行う場合は、認定特定支援事業により支援を受けたことについての市町長の証明書(写し) ③保証の対象(1)に該当するものは、保証協会所定の創業・再挑戦計画書 ④その他保証協会が必要とする書類	
留 意 事 項	申込先：東彼商工会川棚支所、親和銀行川棚支店、十八銀行川棚支店 ※町税を滞納していないことの証明書は申込先に提出する。	
実 施 日	平成27年12月1日 創設 令和7年7月7日 最終改正	